

京都府森林利用保全指針

所管課：森の保全推進課

根拠となる条例：京都府豊かな緑を守る条例

(平成21年度～)

■ 趣旨

府域を「丹後地域」、「中丹・南丹地域」、「京都・山城地域」に3区分し、地域ごとの森林利用保全の方向等を定めました。

■ 方針の指標と目標

広葉樹林や針葉樹と広葉樹の混交林、スギ・ヒノキ等の人工林がバランス良く配置され、水源のかん養、災害の防止、良好な景観の保全など、府民の安心・安全な暮らしを支えている森林の姿を実現するため、「木材生産型」と「環境保全型（里山型・奥山型）」に分けて森林の利用保全を図ります。

【木材生産型で目指す森林の姿】

- 森林所有者や森林組合等の林業事業者が中心となって、良質な大径材や北山丸太などの生産を目指した適正な管理が行われ、木材を循環利用することにより、森林の多面的機能が持続的に発揮される森林に推移

【環境保全型で目指す森林の姿】

- 里山林は、広葉樹林や竹林の抜き切り等を行い、府民のレクリエーションや自然体験活動、キノコやタケノコ採取の場などとして利用され、広葉樹林、針広混交林、竹林などの多様な森林に推移
- 奥山林は、荒廃林の復旧などの必要最低限の整備にとどめ、原則として自然力に委ねることにより、水源の保全、貴重な動植物の生息の場や良好な景観を提供する高齢の広葉樹林や針広混交林に推移

■ 施策の基本方向

基本方向	具体的な施策
持続的な森林資源の育成	(1) 健全で多様な森林づくりの推進 (2) 森林整備の集約化と合理化 (3) 専門的な担い手の育成
府内産木材の利用推進	(1) 府内産木材の需要拡大 (2) 府内産木材の安定供給体制づくり (3) 森林資源の多様な利活用
府民ぐるみの森林づくり	(1) 「京都モデルフォレスト運動」等の推進 (2) 森林ボランティア団体の育成 (3) 子ども達への環境学習の推進

■ 目標達成のための取組（令和元年度）

- 「京都府立林業大学校」による即戦力の人材育成
 - ◆ 実践力を養成するキャップストーン研修や、即戦力の証としての高性能林業機械操作士、森林公共政策士などの資格付与により、卒業生の円滑な就業を確保
- 府内産木材の需要拡大とニーズを踏まえた供給拡大
 - ◆ 木材需給情報の共有とマッチングの試行等、府内産木材安定供給システムの整備
 - ◆ 非住宅建築物の木造化や内装材備品等の木質化を推進
- 京都モデルフォレスト運動の一層の発展を図る
 - ◆ モデルフォレスト運動参画団体の連携強化
 - ◆ 府民参加の森づくりの裾野を拡大
 - ◆ 次世代の森づくりを担う子どもたちへの森林・林業体験活動を推進